

福生市都市公園条例施行規則の一部改正新旧対照表

改正案	現行	備考
<p>○福生市都市公園条例施行規則 昭和46年10月1日 規則第23号</p>	<p>○福生市都市公園条例施行規則 昭和46年10月1日 規則第23号</p>	<p>例規集³ P 3011</p>
<p>第1条 省略</p>	<p>第1条 省略</p>	
<p>(申請手続)</p>	<p>(行為及び申請手続)</p>	<p>規定の整理</p>
<p>第2条 条例第4条第2項の規定により、行為及び占用の許可を受けようとする者は、公園内行為(占有)許可申請書(別記様式第1号)により、同条第3項の規定により許可を受けた事項の変更の申請をしようとする者は、公園内行為(占有)許可事項変更申請書(別記様式第2号)を市長に提出しなければならない。</p>	<p>第2条 条例第4条第2項の規定により、行為及び占有の許可を受けようとする者は、公園内行為(占有)許可申請書(別記様式第1号)により、同条第3項の規定により許可を受けた事項の変更の申請をしようとする者は、公園内行為(占有)許可事項変更申請書(別記様式第2号)を市長に提出しなければならない。</p>	
<p>2 省略</p>	<p>2 省略</p>	
<p>第3条 省略</p>	<p>第3条 省略</p>	
<p>(使用料を徴収する行為)</p>		
<p>第4条 条例第4条の2第1項及び第2項に規定する市規則で定める行為は、市長が別に定める。</p>		<p>使用料を徴収する行為に関する規定の整備</p>
<p>(使用料の減免)</p>		
<p>第5条 条例第4条の2第2項の規定により徴収する使用料について、福生市行政財産使用料条例(昭和48年条例第35号。以下「使用料条例」という。)第5条の規定により減免できる範囲は、次のとおりとする。</p>		<p>使用料の減免に関する規定の整備</p>
<p>(1) 使用料条例第5条第1号に掲げる場合 免除</p>		
<p>(2) 使用料条例第5条第2号に掲げる場合 免除</p>		
<p>(3) 使用料条例第5条第3号に掲げる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める範囲</p>		
<p>ア 市又はその執行機関が主催する事業で使用する場合 免除</p>		
<p>イ 市内の学校、幼稚園及び保育園がその行事で使用する場合 免除</p>		
<p>ウ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳、東京都知事の定めるところによる愛の手帳その他の療育手帳若しくは精神保健及び精神障害</p>		

改正案	現行	備考
<p>者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（介護者を含む。）又はこれらの者で構成する団体が使用する場合 免除</p> <p>エ 団体又は個人が、市内の児童又は生徒を対象とした行事で使用する場合 免除</p> <p>オ 法令の定めがある場合又は前各号以外の団体若しくは市民が使用する場で、市長が特に必要があると認める場合 免除</p> <p>（使用料の還付）</p> <p>第6条 条例第4条の2第2項の規定により徴収した使用料について、使用料条例第7条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとするときは、公園使用料還付請求書（別記様式第3号の2）に許可書兼領収書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>第7条 省略</p>	<p>第4条 省略</p>	<p>使用料の還付に関する規定の整備</p> <p>条の繰下げ</p> <p>規定の整理</p>